

令和3年（行コ）第136号 東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件

一審原告 大石 光伸 外

一審被告 日本原子力発電株式会社

控訴審準備書面（30）

2025（令和7）年11月26日

東京高等裁判所

第22民事部ハに係 御中

一審原告ら訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之
外

本書面では、那珂市に居住し、東海村JCO臨界事故、東電福島第一原発事故を経験した、一審原告谷田部裕子氏の陳述書（甲G495）に基づいて、原子力災害による被害の深刻さ、避難計画の問題点について主張する。

目次

- 1 居住地、職歴、被ばくの経験 3
- 2 JCO臨界事故以前の状況と事故後の健康不安 4

(1) 被ばくの怖さを教わる一方で原子力利用を希望と教わる	4
(2) 被ばくと汚染について語ることはタブー	4
(3) 東海村 JCO 臨界事故	4
ア 臨界事故の発生	5
イ 事故対応の遅さ、まずさ	5
ウ 臨界状態が一晩中継続、鼻血・皮膚の発疹など	5
エ 放射性物質の拡散、屋内退避指示の遅さ	6
オ 被ばくによる健康影響に向きあい続ける日々	6
カ 健康診断の実施・継続	6
キ 第五福竜丸大石又七氏が語った心情	7
3 東海村 JCO 臨界事故後数年の社会状況	7
(1) 農水産業の売上の減少	7
(2) 町議会は放射線検知器装置等の設置を求める請願を却下	7
(3) 日本原子力産業会議年次大会への疑問	8
(4) 政府や原子力産業界と被ばくを心配する住民の間の大きな隔たり	8
4 東電福島第一原発事故による関東の汚染と被ばく不安	9
(1) 体調の変化	9
(2) 福島市にある実家の放射線量	9
(3) 関東も汚染	10
(4) 市民団体を立ち上げ、甲状腺エコー検査を実施	10
ア 行政は被ばく影響を心配する市民の要請を実現せず	10
イ 自分たちで甲状腺エコー検査を実施することに	11
(5) 若者が甲状腺がんの賠償を求める裁判を提起	12
5 被ばくを低減する避難計画の策定は困難	12
(1) 離隔の原則—裁判官に立地を見てもらいたい	12
(2) 屋内退避の問題	13

ア	地震によって家屋に隙間が発生.....	13
イ	複合災害時に屋内に滞在できない.....	14
ウ	家族との合流の困難、食料・医薬品の不足.....	14
(3)	大渋滞間違いなし.....	15
(4)	避難移動と避難先での負担.....	15
(5)	東電刑事裁判の傍聴で知った双葉病院からの避難の実態.....	15
ア	看護副部長の証言—放射線に阻まれる救援や避難の困難さ.....	15
イ	ご遺族の無念はいかほどか.....	16
(6)	原発の運転を止めてほしい.....	17
6	結び.....	18

1 居住地、職歴、被ばくの経験

一審原告谷田部裕子氏（以下「谷田部氏」という。）は、那珂市（旧那珂町。2005年に那珂市に。）に居住する。1957年生まれで、現在68歳である。

福島県中通り地方に生まれ育ち、茨城県内に就職して結婚し、那珂市にある現在の自宅（東海村JCO臨界事故の現場から2km、東海第二原発から7kmに位置）に引っ越して36年になる。

教職や認知症高齢者介護施設、保育施設などで10年程勤務した以外は専業主婦である。

谷田部氏は、二度の原子力事故で被ばくした者の一人として、原子力事故災害は広範で深刻な、非常に長期に解決困難な公害であり、人権問題だと痛感し、本訴訟の原告になっている。（以上、甲G495・2頁）

2 JCO臨界事故以前の状況と事故後の健康不安

(1) 被ばくの怖さを教わる一方で原子力利用を希望と教わる

幼少時を過ごした福島県中通りの小さな山村で、谷田部氏は、大人達から「雨に濡れるな。禿げるぞ」と言われて育った。これは、谷田部氏の出生の3年前に起きたビキニ環礁水爆実験による被ばく影響に、国民の多くが危機感を持っていたためであると考えられる。

同じ頃に、戦前戦中戦後を生きた祖母からは「戦争をして良かった事は何一つとしてなかったよ」と聞かされ、学校で広島長崎の原爆の被害を教わった。

一方で、東海村で始まった原子力の平和利用を、社会の明るい希望として教わった。(以上、甲G495・2頁)

(2) 被ばくと汚染について語ることはタブー

谷田部氏は、親になって那珂市で子育てをすることになった。那珂市では、地域に原子力関連の関係者が多いことから、被ばくと放射能汚染への不安を話題にする事は一種のタブーであった。

1997年に動燃東海事業所アスファルト固化処理施設火災爆発事故が起こった時も、谷田部氏は、抱いた不安を周囲の友人知人と話したいと思いを抱きつつ、誰にも言えなかった。「原子力施設で事故があったら、雨に濡れるな」と子ども達に教える事すらしていなかった。(以上、甲G495・2頁、3頁)

(3) 東海村JCO臨界事故

動燃の火災爆発事故の2年後(1999年9月)に、東海村JCO

○ 臨界事故が起きた。

ア 臨界事故の発生

谷田部氏は、その日の午後に、東海村の友人から「村の防災無線で、JCOで事故があって放射性物質が漏れたから住民は外に出ないようにと聞いた。あなたの家は近いと思う」と電話があって事故を知った。(以上、甲G495・3頁)

イ 事故対応の遅さ、まずさ

夕方、近隣の小中学校生は一斉下校となり、谷田部氏の子も他の子も、土砂降りのにわか雨にずぶ濡れになって帰宅した。

臨界状態が終わっていないことが確認されたのも、那珂町（現那珂市）の防災無線が「外に出ないように」と広報したのも、子ども達が徒歩や自転車で帰宅した後であった。(以上、甲G495・3頁)

ウ 臨界状態が一晩中継続、鼻血・皮膚の発疹など

一晩中、臨界状態が継続し、中性子線が出続ける中で、どうやって臨界を止めるかが検討されているテレビ報道を見ながら、家族4人で屋内退避をした。

翌日は体がだるくて、家族皆、昼間なのにごろごろと寝そべりがちに過ごした。事故後1週間の新聞記事で「住民の頭痛・だるさ、将来不安」の見出しのインタビュー記事を読み、他の人もそうだったのだなと思った。

しばらくしてから、娘が平生にはない多量の鼻血を出した。息子の同級生や親に、皮膚の発疹や喉の痛みが出た。その年の冬、近所の薬局で、子どもらの風邪がいつもと違って治りが遅いから

と薬を買いに来る親が多いと聞いた。

臨界事故被害者の会の集まりでは、事故時にごく近くに居合わせた複数の人から、頭痛や吐き気、下痢、口内炎、皮膚炎の症状が出たこと、心身の不調が長引いて苦しんでいる人がいることを聞いた。(以上、甲G 4 9 5・3頁、4頁)

エ 放射性物質の拡散、屋内退避指示の遅さ

JCOから西3キロ先の土壌から放射性ナトリウムが検出されたことや、国や県の対策不足もあって放射性ヨウ素がJCOから12日間漏れ続けていた事が新聞報道された。

屋内退避にしても、那珂町の行政無線で広報されたのは事故発生から7、8時間経ってからであり、自宅は壁が薄く隙間も多い家屋である。JCOから西に2キロ地点の谷田部氏と家族は、いくばくかの被ばくを免れなかつただろうと考えている。(以上、甲G 4 9 5・4頁)

オ 被ばくによる健康影響に向きあい続ける日々

先々の健康不安に対処するにはどうしたらいいものかと、原爆放射能医学研究所の方に尋ねたら、健康診断を日常のルーティーンにしてくださいとの回答であった。谷田部氏は、健康影響と向き合い続けていくしかないのだと観念した。(以上、甲G 4 9 5・4頁)

カ 健康診断の実施・継続

2000年4月から、国の助成を受けた茨城県によって「JCO事故関連周辺住民等の健康診断」が実施されている。「事故で住民が受けたとされる放射線量では被曝による健康影響は考えられ

ないが、健康不安に対処する事を目的としている」旨がうたわれている。

初回の健診会場には大勢の子連れの子親達が詰めかけた。県の職員が「何でこんなに来るんだ？しばらくの間やるだけなのに」と困惑気味に小声でつぶやいた。「子どもの採血は、痛がるからやめたらどうか」と言われた親もいた。それでも、谷田部氏も含め、今も受診し続ける人々がいる。不安に向き合い続けている。(以上、甲G495・4頁)

キ 第五福竜丸大石又七氏が語った心情

第五福竜丸乗組員の生存者の大石又七氏が、ご家族連れで臨界事故被害者の会を訪ねて来られた際に、「家族を不安にさせたり差別を受けたりするのを案じて、子どもが就職や結婚をするまで、自分が被ばくした事実を家族にも隠していた」と語った。ふたをせざるを得なかった不安がある事、それは他の被ばく者にも共通すると、沈痛な思いであった。(以上、甲G495・4頁)

3 東海村JCO臨界事故後数年の社会状況

(1) 農水産業の売上の減少

東海村JCO臨界事故後、国からすみやかに安全宣言が出されても、農水産業の売り上げは減り、損害は続いた。消費者もできるだけ被ばくを避けたいことから、致し方のない現実であった。(以上、甲G495・4頁、5頁)

(2) 町議会は放射線検知器装置等の設置を求める請願を却下

谷田部氏は、周りの母親達と共に、子ども達の被ばくの程度を知

ろうとしたが、叶わなかった。那珂町では、事故前から、新しい原子力研究施設の誘致活動が官民挙げて進められていた。

谷田部氏を含む母親は、できるだけ子ども達を被ばくのリスクから守れるよう、学校等の公共施設への放射線検知器装置や警報装置の設置や安定ヨウ素剤の配備を町議会に請願したが、必要性が薄いとして却下された。(以上、甲G495・5頁)

(3) 日本原子力産業会議年次大会への疑問

東海村JCO臨界事故の半年後に開催された「日本原子力産業会議年次大会 東海大会」では、原子力委員会専門委員から「JCO社員のお三方以外は健康被害の心配はない。」「放射線は量を超えなければ怖くない。怖がりすぎないための情報伝達の努力をしよう」と発言があった。その日の配布資料には「チェルノブイリ死の灰汚染による白血病リスクはゼロ」とあった。大会の結びは「国民が怖がらないよう教育していこう」というもので、満場の拍手だった。

谷田部氏は、「これで事故の再発を防げるのだろうか？」と疑問に思った。(以上、甲G495・5頁)

(4) 政府や原子力産業界と被ばくを心配する住民の間の大きな隔たり

東海村JCO臨界事故の1年後の頃には、通産省が、原子力の意義などを多くの人に伝えようと、教師や医師、マスコミ関係者などを対象にセミナーを実施することが報道された。

谷田部氏を含む住民らが町から却下された請願書には、「住民や自治体職員や学校関係者を対象とした原子力関係の防災に関する研修や避難訓練を実施すること。」という項目が入っていた。防災研修の請願を却下して、原子力の意義を広めようとするばかりの政府や原子力産業界を目の当たりにして、被ばくや環境汚染を心配する周辺

住民との間の隔たりの大きさを実感した。谷田部氏は、立場や益とするものや優先順位の違いを、一体どうしていったらいいものなのかと途方に暮れた。

あれから26年の間にも隔たりを感じる局面は何度もあったが、福島原発事故以降は、途方にくれるばかりではいられなかった。

(以上、甲G495・5頁)

4 東電福島第一原発事故による関東の汚染と被ばく不安

(1) 体調の変化

谷田部氏は、もともと何の症状もない健康体であった。

しかし、2011年の東電福島第一原発事故後1年半くらいの間は、帯状疱疹、手の皮膚の剥離、脱毛、急な視力低下など次々と小さな体調変化が続いた。両手の皮がぼろぼろむけ、頭を触った手のひらにべっとりと抜けた毛がはりついているのを初めて見た時は驚いた。

幸い症状は徐々に改善して再発もなかったため、細かいことは忘れていたが、体調の変化に「どうして？もしかして放射能のせい？」と頭をよぎり、どんよりと重たい気持ちであったことを明確に記憶している。(以上、甲G495・6頁)

(2) 福島市にある実家の放射線量

谷田部氏は、介護のために、実家のある福島市に頻繁に帰省していた。福島市の実家は、福島第一原発から60～70kmに位置しているところ、放射線の空間線量率が毎時1マイクロシーベルトを下回ったのは2011年の秋頃で、実家にある谷田部氏の寝室は0.

3 マイクロシーベルトあった時期もあった。庭が除染されて除染土が敷地外に搬出されるまでにも、だいぶ時間がかかった。

東電福島第一原発事故による谷田部氏の被ばくは、那珂市の自宅での被ばくよりも、福島市の実家での被ばくのほうが多かったと考えられるが、もし、自宅近くの東海第二原発で放射能漏れ事故が起これば、地域の大勢の人々と共に再び不安を抱き、健康影響が出るかもしれないと恐れている。(以上、甲G495・6頁)

(3) 関東も汚染

東電福島第一原発事故による放射能汚染は、県境を越え、関東にも拡散した。

各地で放射線測定がなされ、大気中や水や土壌、母乳からも放射性物質が検出された。近隣の市町村で高濃度の放射性ヨウ素の検出が明らかになった時、畑に植わっているほうれん草に降った放射性プルームを地域の子ども達も吸い込んでしまったのだと、暗澹たる思いであった。子育て中の親達の不安は並々ならぬものであった。

環境省は、実態把握と除染実施のために、地域住民の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト相当と推定される地域を「汚染状況重点調査地域」に指定し、関東でも51か所の市町村が該当した。(以上、甲G495・6頁)

(4) 市民団体を立ち上げ、甲状腺エコー検査を実施

ア 行政は被ばく影響を心配する市民の要請を実現せず

チェルノブイリ原発事故で被ばくによる小児甲状腺がんの増加が認められた。

東電福島第一原発事故後、福島県では県民健康管理調査により

18歳以下の子ども達全員に甲状腺エコー検査が実施された。

汚染が明らかになった関東各地で、被ばく影響を心配する市民は地元の行政に、子ども達の健康管理調査や甲状腺エコー検査の実施を要請した。しかし、殆ど実現しなかった。(以上、甲G495・7頁)

イ 自分たちで甲状腺エコー検査を実施することに

やむにやまれず、谷田部氏は、茨城や千葉の市民数人と共に、主に関東の汚染状況重点調査地域で子どもの健康を守ろうと活動していた十数団体と連携して、「関東子ども健康調査支援基金」を結成した。

そこでは市民団体による甲状腺エコー検査を実施している。2013年から12年間で、栃木、千葉、茨城、埼玉、神奈川の会場で累計219回、延べ11,562人が受診した。被ばくへの懸念が消えていない現れである。

検診開始当初に、青ざめた顔の母親に連れられてきた幼子達は成長したが、事故から14年が経過した今でも、事故当時子どもを被ばくさせてしまったのではないかと涙ぐむ母親達がいる。プルームの通過を知らされずに何の防護もしてやれず、その時自分達がいた場所の放射線量も子どもの被ばく量もよく分からないのであるから、被ばくをさせてしまったのではないかと不安になるのは当然である。

事故当時18歳だった人は現在30歳以上になっているが、最近、検診の場がある事を初めて知ったという成年者が自ら申し込んで受診するようになった。ずっと気になっていたとのことである。

谷田部氏は、常に、大人社会が子世代に与えてしまったこの状況に申し訳ない思いで、検診運営に臨んでいる。スクリーニング検査であるエコー検査の結果によっては病院での精密検査を勧めるケースもあり、その時を一番つらく思っている。通院して経過観察をする方や、手術や術後の治療に至る方もいた。(以上、甲G 495・7頁)

(5) 若者が甲状腺がんの賠償を求める裁判を提起

福島県では、甲状腺がん罹患した子どもが400人を超えた。そのうちの7人が原発事故に伴う放射線被ばくにより甲状腺がんを発症したとして、東京電力に損害賠償を求めて裁判に立ち上がった。

がんの再発や転移があり、日常生活や進学や就職などに大きな影響を受けて将来に大きな不安を抱えながら、他の患者の為にも現状を少しでも変えたいと訴えている。(以上、甲G 495・7頁、8頁)

5 被ばくを低減する避難計画の策定は困難

(1) 離隔の原則—裁判官に立地を見てもらいたい

東海村JCO臨界事故の1年後に、谷田部氏は、居住地域にJCO東海事業所などの原子力施設の存在も所在地も事業内容も知らずともせずに子育てをしていたことを後悔して、茨城大学が開催した連続公開講座『原子力施設と地域社会』を受講した。

講義の中で、原子力施設と住民居住地域には「離隔の原則」を適用しなければならないのに、その原則が東海村に原子力発電所が建

設される際には適用されなかったと知った。谷田部氏は、普段から、ぎっしりと立ち並ぶ民家の屋根の連なりの続きに原子炉建屋が見える日常を送っていたことから、この光景があり得ないものであることを知って呆然とした。

裁判官には、東海第二原発の立地を見てもらいたいと思っている。

どこの地域であっても、原子力災害は住民にとって大きなリスクであり、人口が少なければよいわけでは決してない。しかし、人口密集地域の避難はより困難で長時間を要する分、被ばく量も増えると考えられる。このような立地環境で策定済みや策定中の避難計画が、谷田部氏ら住民の安全と健康のためになる程に被ばくを低減できるとは、どうしても思えない。もし実際に避難しなければならないようなことになったら、自分達は一体どうなることかと、気が遠くなる思いでいる。

放射性物質の放出から避難指示が出るまでにも、かなりの時間がかかる。個々人の居場所や状態によっては、速やかな周知も、避難指示に対応することも困難である。(以上、甲G495・8頁)

(2) 屋内退避の問題

東日本大震災の経験に照らすと、屋内退避による被ばく低減は期待できない。

ア 地震によって家屋に隙間が発生

谷田部氏の居住する地区は、東海第二原発から約7キロメートルに位置するので、屋内退避をしつつ避難準備をするエリアとされている。原子力規制庁の試算によると、屋内退避の被ばく線量低減効果は木造家屋で25%、コンクリート家屋でも50%しか

ないそうである。これは地震等による家屋の損壊がない場合である。

しかし、東日本大震災の経験に照らすと、複合災害時の屋内退避の困難さを実感している。東日本大震災では、那珂市の自宅のサッシ戸の建て付けは歪んで隙間ができた。これでは屋内退避の被ばく低減効果は期待できない。(甲G495・9頁)

イ 複合災害時に屋内に滞在できない

東日本大震災で、家の中で倒れなかった家具は冷蔵庫とピアノぐらいで、ガスレンジまでもが落下し、床は割れた食器やガラスの破片が散乱した。また、居住している地区は久慈川流域に近いため、大雨で氾濫すれば浸水する区域である。

複合災害時には屋内に滞在することもできないと考えられる。
(甲G495・9頁)

ウ 家族との合流の困難、食料・医薬品の不足

もし外出中に原発事故が起きれば、PAZの人々の避難によって混乱している中を帰宅して、家族と合流するのすら困難である。屋内退避期間中にも、食糧や医薬品など必要な物資が不足する場合もあるだろう。

東電福島第一原発事故直後に、避難指示区域の線引きの少し外側に住む友達から「お腹が空いたよ。何にもないよ」とメールを受けたという若者の話を聞いた。事故後半年頃、臨界事故で被災した母親友達らと、南相馬市の仮設住宅に物資支援に行ったが、避難指示区域外でも街はがらんとしており、物流が滞って多くの店が閉まり、生活物資に事欠いていた。事故前には通っていた民間業者にしても、被ばくは避けたいのである。(以上、甲G49

5・9頁)

(3) 大渋滞間違いなし

避難の段階となったら、自家用車での予定であるが、自然災害による道路の損壊がない場合でも、大渋滞になることは間違いない。

自宅から最も近い東海スマートインターは大型車通行不可で、避難用バスも大型の救援車両も通れない。東日本大震災時には、自宅前の道幅の狭い市道が何十メートルも陥没して、長期間にわたって片側通行であった。(以上、甲G495・9頁)

(4) 避難移動と避難先での負担

避難のための移動も、避難先に行ってから、大きな負担を強いられる。

谷田部氏の属する小さな町内会を見渡しただけでも、殆ど外出できなくなって家族の介護を受けている高齢者や、療養中の方、足が不自由な方がいる。世の中には避難の意味を理解できない方々も大勢いる。

介護や保育の現場にいたので、本人や家族が強いられる悲惨な事態が目に見えるようである。元気な者でさえ長時間の避難移動に耐えるのは過酷なのに、病気や障がいがある災害弱者にとっては命の危険に直結する。(以上、甲G495・9頁、10頁)

(5) 東電刑事裁判の傍聴で知った双葉病院からの避難の実態

ア 看護副部長の証言—放射線に阻まれる救援や避難の困難さ

東電福島第一原発事故について、東電旧経営陣が業務上過失致死傷罪を問われて強制起訴された刑事裁判（以下「東電刑事裁判」という。）が開かれた。東電刑事裁判では、福島第一原発から

4～5 kmに位置する双葉病院の患者らが避難をする過程で、少なくとも44名（刑事裁判で被害者とされた人数）が亡くなったことについて、避難や救出過程が審理された。

谷田部氏は、双葉病院で当時看護副部長をしていた方の証言を傍聴した。

看護副部長をしていた方の証言内容は、

- ・3月12日の昼に来た避難用の観光バス5台に、乗れる状態の患者を選んで乗せて病院を一緒に出発したこと
- ・その時には、避難所に患者らを降ろしたら、自分は病院に残る患者のもとにすぐ戻れると思っていたこと
- ・しかし、実際は病院に戻れなかったこと
- ・避難所の体育館を転々としていわきの病院に着いた3月13日にも、残された患者のことは全く分からなかったこと
- ・3月14日頃に、残された患者らがいわきの高校に避難してくると聞き、高校へ患者の様子を見に行ったこと

などであった。（甲G495・10頁）

イ ご遺族の無念はいかほどか

谷田部氏の傍聴席の前の列には、ご遺族が並んで着席していた。

看護副部長は、残されていた患者がいわきの高校へ避難してきたバスのドアを開けた瞬間の異臭や、亡くなられている患者の顔、手足がきかない拘縮のある患者が防護服に包まれて蓑虫のようになって座らされていたこと、シートの足元に丸まって落ちて亡くなっていた人もいたと証言した。

それを聞いた時、それまでまっすぐ前を見て聞いていたご遺族

の男性が、うなだれて肩を落とす様子がひしひしと伝わってきた。

看護副部長は「高校の体育館に入ってから、亡くなった患者達がいた。」「原発事故がなければ病院に戻れて、まだ何か医療行為ができた」と証言された。

放射線に阻まれる救援や避難は何と困難なことかと思った。

他の方々の供述書の読み上げでは、原発非常事態の混乱下で、行政や救援の指揮系統にも相互の連携にも、不足やミスが生じた事を知った。

刑事裁判は、原子力事業者が何ら加害責任を負わないままに終わってしまい、ご遺族の無念はいかほどかと思う。(以上、甲G495・10頁、11頁)

(6) 原発の運転を止めてほしい

谷田部氏は、個人でも出来る準備をしようと、車のガソリンが半分を切ったら満タンを心がけ、水や簡易トイレを積んでいる。

ただ、避難場所を確認しておこうにも、再検討中のため確認できない。8年前の2017年(平成29年)に配布された那珂市の避難ガイドマップには避難所の記載はある。しかし、その後2022年に茨城県が1人辺りの避難スペースを当初2㎡から3㎡へ拡大したことに伴い、那珂市も避難先スペースの確保のために避難所を再検討中のままのためである。無理からぬ事である。

しかし、谷田部氏ら住民にとっては、被ばくを低減できる事こそが重要である。各自治体が鋭意努力しても数多の限界があって、被ばく低減に資するような避難計画ができないのだとしたら、原子力発電所の運転のほうを止めてほしいと訴えるのは、理不尽なこと

あろうか。(以上、甲G495・11頁)

6 結び

谷田部氏ら住民にとっては、原子力施設は安全だと言われ続けてきた中で東海村JCO臨界事故が起きて、臨界事故を受けて、原子力災害対策特別措置法ができて「国民の生命・身体及び財産を保護する」と謳われてからも、東電福島第一原発事故が起きた。その後、原子力事業者が事故防止に最善かつ最大の努力を重ねていると信頼したくても、東海第二原発では、防潮堤建設工事の不正や中央制御室の火災と、不安に陥る事が次々と起こっている。谷田部氏は、再稼働が怖い。

仮に人間は避難できるとしても、大気も土地も水も動物も植物も避難できない。住民が失うものはあまりにも大きく、取り返しがつかないことは、今もって続いている東電福島第一原発事故の被害の事実が教えている。生業も地域共同体も失ったの避難の先には、仮設住宅や見なし仮設住宅の暮らし、やがて補助は打ち切りになり、区域外避難者の中には退去要請が出されても引っ越しができずにいる人がいて、強制退去の扱いまで受けている。あんまりである。そして他人事ではない。

谷田部氏ら住民が、それぞれなりの健やかさを脅かされることなく、住み慣れた家と地域で暮らし続けることを望むことは、誰にも平等な権利であるはずである。軽んじないでほしい。

原審判決で、被ばくを避けるための避難計画の困難さを認めてもらった時には安堵した。水戸地裁で見上げた澄んだ青空を生涯忘れない。判決を聞いた福島の親友は、泣いて喜んでくれた。再稼働されな

い事は、多くの原発事故被災者の願いでもある。避難指示が出されて、いまだに町の8割が帰還困難区域の浪江町の出身の歌人、三原由紀子さんの歌に、「再稼働のニュースが聞こえて心臓が脳が身体が地団駄を踏む」というものがある。

谷田部氏は、被害事実を軽んじられたくない。自分達の先の世代のためにも、原子力事故による被ばくと環境汚染を繰り返されたくない。

以上から、東海第二原発の運転差止の判決を求める。(以上、甲G495・11頁、12頁)

以上

令和3年（行コ）第136号 東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件
一審原告 大石 光伸 外
一審被告 日本原子力発電株式会社

証拠説明書 (甲G495)

2025（令和7）年11月26日

東京高等裁判所
第22民事部へに係 御中

一審原告ら訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之
外

号証	標目	作成者	作成年月日	立証趣旨
甲G495	陳述書 (原本)	一審原告 谷田部裕子	2025年12月 3日	<p>一審原告谷田部裕子氏の陳述書の内容。</p> <p>1 谷田部氏は、福島県中通りで生まれ育ち、就職して以降現在まで、茨城県那珂市（東海村の隣）で生活していること。</p> <p>2 同氏は、2回の原子力事故（東海村JCO臨界事故及び福島第一原発事故）で被ばくした経験を持つこと。</p> <p>3 1999年の東海村JCO臨界事故 (1) 事故当日、事故から身を守るための情報発信が遅く、住民らは無防備で被ばくをってしまったこと。 (2) 事故直後から、住民らには、鼻血や皮膚の発疹、痛みなど様々な体調不良が発生したこと。</p> <p>4 東海村JCO臨界事故後の状況 町議会は放射線検知器装置等の設置を求める住民らの請願を却下し、政府は原子力の意義を広めるなど原子力推進に突き進んだこと。 被ばくや環境汚染を心配する住民と、原子力を推進する政府や原子力産業界との間の</p>

号 証	標 目	作成者	作 成 年 月 日	立 証 趣 旨
				<p>隔たりは大きく、途方に暮れるほどであったこと。</p> <p>5 東電福島第一原発事故 (1) 事故後1年半くらいの間、帯状疱疹、手の皮膚の剥離、脱毛、急な視力低下など体調変化が生じたこと。 (2) 関東も放射性物質に汚染され、環境省が指定した汚染状況重点調査地域に関東の51か所が該当したこと。 (3) 行政は被ばく影響を心配する市民の声に対応しなかったことから、やむを得ず、谷田部氏は、市民団体「関東子ども健康調査支援基金」を結成し、甲状腺エコー検査を実施していること。 2013年から12年間で、栃木、千葉、茨城、埼玉、神奈川の会場で累計219回、延べ11,562人が受診したこと。</p> <p>6 避難計画の問題 (1) 東海第二原発の立地は離隔の原則が適用されていないため、民家の中に立地していること。その光景を裁判官にも現地で診てもらいたいこと。 (2) 東日本大震災の経験に基づくと、複合災害時に屋内退避はできないし、屋内退避による被ばく低減効果を期待できないこと。 (3) 大渋滞になることは間違いないこと。 (4) 高齢者などの避難行動要支援者は、避難のための移動および避難先で大きな負担を強いられること。 (5) 被ばく低減できるような避難計画ができないのなら、原発の運転を止めてもらいたいこと。</p> <p>7 原子力災害による被害の事実を軽んじることなく、自分たちの先の世代のためにも原子力事故による被ばくと環境汚染を繰り返さないように、東海第二原発の運転差止を求めること等。</p>